

鳥栖市公告第1号

鳥栖まちづくり推進センター建設工事基本設計業務について、受託者を公募型プロポーザル方式により選定するので、次のとおり公告する。

令和7年1月14日

鳥栖市長 向門 慶人



1 業務概要

(1) 業務名

鳥栖まちづくり推進センター建設工事基本設計業務

(2) 業務内容

鳥栖まちづくり推進センター建設工事基本設計業務

(3) 委託料の上限額

19,976,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(4) 履行予定期間

契約締結日の翌日から令和7年11月28日まで

2 参加資格

(1) 鳥栖市に建設コンサルタント等業務において鳥栖市競争入札有資格者名簿に登録されていること。

(2) 鳥栖市より入札参加停止措置を受けていないこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(4) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。

(6) 次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は

営業所（市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(7) 佐賀県内若しくは福岡県内に契約権限のある本店又は支店等を有すること。

(8) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

(9) 公告日時点において、建築士法第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有する者（以下「一級建築士」という。）が2名以上勤務していること（公告日における常勤の者（※1）に限る。）。

※1 「常勤の者」とは、6月を超える恒常的雇用関係がある者とする。

(10) 監理技術者（※2）を専任で配置すること（公告日における常勤のものに限る。）。

※2 「監理技術者」とは、業務の技術上の監理を行う者をいう。

(11) 監理技術者は、一級建築士の資格取得後、建築設計の実務経験を有する者であること。

(12) 平成29年4月1日から公告日までの間に、国又は地方公共団体における避難所機能を有した集会所若しくは公民館で延床面積が1,000㎡以上となる建築物の新築工事に係る設計業務（基本設計・実施設計のいずれかでも可）を受託した実績を有すること。

3 添付資料

詳細は鳥栖まちづくり推進センター建設工事基本設計業務公募型プロポーザル実施要領を参照

4 担当課

〒841-8511 佐賀県鳥栖市宿町1118番地

鳥栖市 市民環境部 市民協働課 地域づくり係

電話 0942-85-3576

メールアドレス kyoudou@city.tosu.lg.jp